

東京都立図書館館則

昭和62年 3月20日 教育委員会規則第11号
最近改正 平成20年12月25日 教育委員会規則第75号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京都立中央図書館（以下「中央図書館」という。）及び東京都立多摩図書館（以下「多摩図書館」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(図書館の運営)

第2条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の趣旨に基づき、中央図書館は、主として情報サービス、都内公立図書館その他の図書館等（以下「都内公立図書館等」という。）に対する協力支援及び図書館未整備地域に対する補完サービスを、多摩図書館は、主として雑誌、児童資料及び青少年資料等に関する情報サービス等を行うものとする。

2 中央図書館及び多摩図書館は、中央図書館の統括の下に、相互に機能を分担し、密接な連携を図り、一体的な運営を行うものとする。

第2章 中央図書館

(事業)

第3条 中央図書館は、次の事業を行う。

- 一 図書館資料の館内利用
- 二 利用者に対する情報サービス
- 三 都内公立図書館等に対する協力支援
- 四 島しょ地域の図書館未整備地域に対する補完サービス
- 五 図書資料（図書館資料のうち視聴覚資料を除く。以下同じ。）のマイクロフィルム及び電子媒体並びに東京に関するフィルム、磁気テープ等の作製
- 六 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- 七 視覚障害者に対する資料の朗読及び録音
- 八 図書資料等の複写
- 九 図書館職員等に対する研修
- 十 海外の図書館等との交流
- 十一 その他中央図書館の目的達成のために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第4条 中央図書館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、事情によりこれらを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(入退館)

第5条 中央図書館に入館しようとする者は、図書館資料の利用に伴い必要と

するものを除き、所持品を所定のロッカーに収納するものとする。

2 中央図書館長（以下この章において「館長」という。）は、図書館の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼした者に対し、図書館資料の閲覧の停止又は退館をさせることができる。

（開架閲覧室等）

第6条 中央図書館の入館者が図書館資料の閲覧等に利用できる場所は、館長が別に定める。

（視覚障害者サービス室）

第7条 視覚障害者は、中央図書館の視覚障害者サービス室を利用することができるものとし、その利用については、館長が別に定める。

（利用者の行う複製）

第8条 館長は、中央図書館の図書館資料の複製につき特別の事情があると認める場合には、方法等を指定の上、利用者の機材により複製をさせることができる。

（協力支援に伴う貸出し）

第9条 都内公立図書館等に対する中央図書館の図書館資料の貸出しに関しては、館長が別に定める。

（損害賠償）

第10条 中央図書館において、利用者が図書館資料を紛失し、又は損傷した場合には、別に定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

第3章 多摩図書館

（事業）

第11条 多摩図書館は、次の事業を行う。

一 図書館資料の館内利用

二 主として雑誌、児童資料及び青少年資料等に関する利用者に対する情報サービス

三 主として雑誌、児童資料及び青少年資料等に関する都内公立図書館等に対する協力支援

四 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供

五 視覚障害者に対する資料の朗読及び録音

六 図書館資料等の複写

七 視聴覚資料の団体に対する館外貸出し

八 その他多摩図書館の目的達成のために必要な事業

（開館時間及び休館日）

第12条 多摩図書館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれらを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

（入退館）

第13条 多摩図書館に入館しようとする者は、図書館資料の利用に伴い必要

とするものを除き、所持品を所定のロッカーに収納するものとする。

- 2 多摩図書館長（以下この章において「館長」という。）は、図書館の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼした者に対し、図書館資料の閲覧の停止又は退館をさせることができる。

（開架閲覧室等）

第14条 多摩図書館の入館者が図書館資料の閲覧等に利用できる場所は、館長が別に定める。

- 2 視覚障害者は、多摩図書館の対面朗読室を利用することができものとし、その利用については、館長が別に定める。

（利用者の行う複製）

第15条 館長は、図書館資料の複製につき特別の事情があると認める場合には、方法等を指定の上、利用者の機材により複製をさせることができる。

（損害賠償）

第16条 多摩図書館において、利用者が図書館資料を紛失し、又は損傷した場合には、別に定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

（視聴覚資料の館外貸出し）

第17条 多摩図書館における視聴覚資料の団体に対する館外貸出しの手続については、館長が別に定める。

（視聴覚資料の利用）

第18条 館長は、前条の規定により貸出しを受けた団体が視聴覚資料の返還を怠り、又は督促しても返還しない場合には、以後当該団体に対し、視聴覚資料の利用をさせないことができる。

第4章 補則

（委任）

第19条 この規則の施行について必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

（東京都立、立川、青梅、八王子図書館館則の廃止）

- 2 東京都立、立川、青梅、八王子図書館館則（昭和32年東京都教育委員会規則第27号）は、廃止する。

附 則（昭和63年教委規則第17号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第18号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第27号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年教委規則第 24 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年教委規則第 34 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年教委規則第 75 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第4条、第12条関係）

館の名称		中央図書館	多摩図書館
開館時間 及び休館日			
開 館 時 間	月曜日から 金曜日まで （1月4日 を除く。）	午前10時から午後9時まで。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、午前10時から午後5時30分まで	午前9時30分から午後7時まで。ただし、その日が休日に当たるときは、午前9時30分から午後5時まで
	土曜日及び 日曜日（1 月4日を除 く。）	午前10時から午後5時30分まで	午前9時30分から午後5時まで
	1月4日	午後1時から午後9時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日に当たるときは、午後1時から午後5時30分まで	午後1時から午後7時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日に当たるときは、午後1時から午後5時まで
休 館 日	年 始	1月1日から同月3日まで	
	年 末	12月29日から同月31日まで	
	設備等の保 守点検日	毎月1日以内	
	館内整理日	毎月第一木曜日。ただし、その日が休日又は他の休館日に当たるときは、第二木曜日	
	特別整理期間	1年のうち12日以内	